

第3回審議会にあたっての意見

大阪府公衆浴場入浴料金審議会の答申書を作成するにあたって、以下の意見を答申に盛り込むことを求めます。

公衆浴場は、地域住民の生活衛生向上、健康増進、コミュニティ形成のためのインフラとして必要不可欠な施設であるが、近年は廃業に至る公衆浴場が増加している状況である。

公衆浴場の経営状況にかんがみれば、公衆浴場の存続のためには、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」第3条に基づき、第6条に明記されている「所要の助成その他必要な措置」を本府でも具体化し、公衆浴場の経営環境の改善を図るべく公的支援を講ずるための検討を早急に行うことを望みたい。

<参考>

昭和五十六年法律第六十八号 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律

(国及び地方公共団体の任務)

第三条 国及び地方公共団体は、公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならない。

(助成等についての配慮)

第六条 国又は地方公共団体は、公衆浴場について、その確保を図るため必要と認める場合には、所要の助成その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

大阪府公衆浴場入浴料金審議会

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和三十二年厚生省令第三十八号)第二条の規定による公衆浴場入浴料金の統制額の指定についての調査審議に関する事務

昭和三十二年厚生省令第三十八号 公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令

(都道府県知事による統制額の指定)

第二条 都道府県知事は、物価統制令施行令(昭和三十七年政令第三百十九号)附則第四項の規定に基づき、前条第一項に規定する公衆浴場入浴料金につき、その統制額を指定するものとする。この場合においては、前条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する公衆浴場入浴料金の区分として、年齢その他必要な事情を考慮して、入浴者の洗髪についての料金の区分を設けることができる。